

市第 131 号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例等の一部改正について

<改正趣旨>

「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「横浜市一般職職員の休暇に関する条例」、「横浜市職員の育児休業等に関する条例」及び「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を改正します。

1 「横浜市一般職職員の休暇に関する条例」の一部改正内容 [第 1 条]

要介護者の介護のため、一日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める「介護時間」を新たな休暇として規定します。

取得期間	連続する3年の期間内において、一日につき2時間を超えない範囲内
給与取扱	無給休暇

2 「横浜市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正内容 [第 2 条]

- (1) 育児休業等（育児短時間勤務及び部分休業を含む）について、これまで法律上の子（実子及び養子）のみを対象としていた「子」の対象範囲を拡大します。

拡大対象	養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者
------	---

※ なお、改正された「地方公務員の育児休業等に関する法律」により、「特別養子縁組監護期間中の者」、「養子縁組里親に委託されている者」が、子の対象範囲として拡大されます。

特別養子縁組	：原則6歳未満の子の福祉のために、実親子関係に準じる養子縁組（戸籍上は実子）を成立させる制度
監護期間	：養親が特別養子の親となるのに必要な監護能力等を備えているかを家庭裁判所が判断するための試験的な養育期間
養子縁組里親	：養子縁組を前提とする里親制度
養育里親	：養子縁組を前提としない里親制度

- (2) 一般職非常勤職員（再任用短時間）の育児休業取得要件を緩和します。

現行	改正後
養育する子が1歳に達する日を超えて1年以上引き続き在職することが見込まれること	養育する子が1歳に達する日を超えて6箇月以上引き続き在職することが見込まれること

※一般職非常勤職員の育児休業は、子が1歳に達する日まで取得可能。

3 「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部改正内容 [第 3 条]

「介護時間」の新設及び育児休業等の「子」の対象範囲の拡大に伴い、所要の改正を行います。

4 施行日

平成 29 年 4 月 1 日